

服部真理の
(金沢市・産業医療科)

第22回

公害: 4

物理的原因 騒音と電磁場



騒音や振動等は環境基本法の典型公害で、鉄道・道路・空港等の設置者に防止対策や被害救済を求めています。

環境騒音の健康影響

WHOの「Guidelines for community noise, 1999」(<http://www.who.int/docstore/peh/noise/guidelines2.html>)は、環境騒音の健康影響として、聴力障害と会話了解度の低下、睡眠障害と血圧など生理的機能の変調、精神的疾患の増加、認知能力や作業能率の低下、不快感や社会活動への悪影響を挙げ、対策では健康問題を有する人、複雑な認知作業を行う人、盲人や聴力障害を有する人、胎児、乳児、小児、高齢者など影響を受けやすい集団に注目すべきであると述べています。

また、110-111年に発表された The WHO European Centre for Environment and Health の「Burden of Disease from Environmental Noise Quantification of healthy life years lost in Europe」(http://www.euro.who.int/_data/assets/pdf_file/0008/136466/e94888.pdf)は、「環境騒音曝露と健康への悪影響との関連性を裏付ける十分な科学的根拠が、複数の大規模疫学調査研究によって得られている。環境騒音は単に生活妨害や不快感の原因だけではなく、公衆衛生および環境衛生の問題としても考慮されねばならない。西欧諸国における環境騒音により失われたDALY(障害調整余命年・筆者訳)は、虚血性心疾患で六万一千人、子どもの認知障害で四

万五千人、睡眠妨害で九十万三千人、耳鳴りで二万二千人、アノイアンスで六十五万四千年となる。これらすべてを合計すると負荷は百々百六十万年と推測される。(平松幸三、松井利仁訳)と述べています。平均すると、一人約一年分の健康が失われている計算です。さらに、国内外の空港周辺の騒音地区に居住する母親からは非騒音地区に比べて二千五百グラム未満の低出生体重児が多いことが多数報告されており、低出生体重児は成人後も糖尿病や循環器疾患などになりやすく、平均余命が短い」とが分かっています。

米軍・自衛隊基地や空港周辺の騒音公害

一九六七年の航空機騒音防止法に基づき、騒音による障害が著しい特定飛行場に大阪(伊丹)空港、福岡空港が指定され、学校などの騒音防止工事の助成、住宅地の買入れ、緑地帯の整備、損失補償などの対策が始まりました。

一九六九年に、夜間の飛行差し止めを始めた大阪(伊丹)空港騒音訴訟が提訴され、一九八二年の第五次まで続きました。

一九八一年、最高裁で夜間の差し止めは棄却され損害賠償のみ認められましたが、一九八四年に夜九時以降の飛行禁止とが成立しました。

一九七五年には、小松基地周辺の十五人

が自衛隊戦闘機の飛行は憲法九条違反であり危険だとして、戦闘機の飛行差し止めを

求め小松基地騒音訴訟を提起しました。この訴訟は一二二次、三四四次とも損害賠償で勝訴したものの飛行差し止めは認められず、現在約二千二百人の原告が第五・六次訴訟を進行中です。

その他、福岡空港、米軍の横田・厚木・嘉手納・普天間飛行場などでも同様の訴訟が起きましたが、WECPNL七十五以上の

Perceived Noise Level' 加重等価平均騒音レベル)が使われてきました。夜間の騒音は生活や健康への影響が大きいことを考慮して昼間・夜間の時間帯に分けて重み付けて、持続時間によって求めた指標です。WECPNL七十五以上が航空機騒音障害防止地区、WECPNL八十以上が同特別地区に指定され、新たに住宅、学校、病院などを建設する際に防音構造にするなどの制限を受けます。

住民が感じているうるさみを正当に評価していないという批判もあり、110-111年にはEUなどが採用している Lden (Level day-evening-night' 時間帶補正等価騒音レベル)へ変更することになります。(110-111年環境庁告示)が、Lden での情報は公表されていません。

航空機騒音測定地点図



図 小松基地周辺騒音区域指定図 (黒い線の内部が WECPNL75以上の指定区域)
石川県環境部「小松基地周辺の騒音対策 平成23年10月」より

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/annai/kichi/documents/h23kichi.pdf>

道路沿線騒音

一九九五年に兵庫県国道四三号・阪神高速公害訴訟で、最高裁が六十五dB以上の騒音は受忍限度を超えているとして国と公

團に損害賠償の支払いを命じましたが、通行差し止めは却下しました。また、二〇一〇年にも国道二号線騒音訴訟で広島地裁がほぼ同様の判決を下しました。各自治体が全国で五千カ所以上の道路沿線の騒音を測定しています。昼、夜とも基準を達成した所は二〇〇〇年の七七%に対し、二〇一〇年は九一%で改善してきました。しかし、一般国道沿いでは二〇一〇年も七九%で二割以上が環境基準に違反しており、騒音公害が現在も継続しています。

各国で送電線沿線住民に白血病などが多発しているという疫学調査を受けて、国際がん研究機関(IARC)は二〇〇一年に高圧送電線による超低周波磁場の発がん性を認めた。しかし、WECPNL七十五未満の地区では出生体重の減少、不眠症、循環器疾患、精神疾患(疑い)など健康障害の増加が確認されており、うるささや聴取困難という生活妨害だけでなく、病気や生命予後に関する被害が進行していることに注目する必要があります。補償だけではなく騒音を軽減し、健康を回復する対策が急務です。

二〇一一年には携帯電話など高周波磁場も同じ2B(脳腫瘍グリオーマ)に追加されました。症例対照研究の結果を受けた対応で、大規模追跡研究が現在進行中ですが、結果が出るのは十年以上後です。

新幹線沿線の騒音・振動公害

一九七四年に当時の国鉄に対して東海道新幹線沿線の名古屋市民五百七十五人が運行の差し止めを求め、一九八六年に最高裁判で和解金のほか、騒音を当面七十五ホン(dBLAと同じ、筆者)以下にするという和解が成立しました。この基準は他の新幹線にも引き継がれ、車体の改良、防音壁(東海道新幹線で約六百kmに渡る)や吸音板の設置により、現在ではほぼこの基準内に収まっています。今後、防音壁等の改修では使用されているアスベストの管理が重要です。